



今回の  
知りたい!  
Point

## 障害年金の基本と注意点 会社員の障害年金

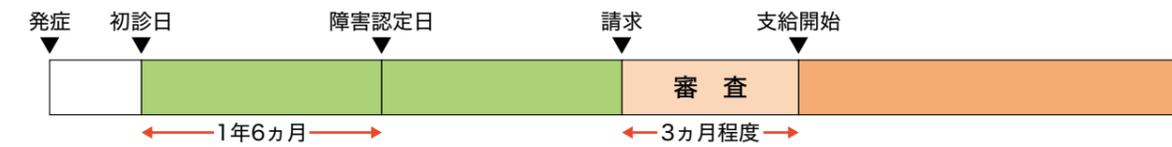


障害年金は、病気やけがが原因で障害の状態になった場合に、生活を支えるものとして支給されます。障害年金には、「障害基礎年金」と「障害厚生年金」の2つがあります。どの制度から障害年金が支給されるかは、「初診日」においてどの年金制度に加入していたかという点で決まります。

### 会社員の障害年金は厚生年金加入中に初診日がある障害に支給される

初診日とは、その障害の原因となった傷病で初めて医師または歯科医師の診療を受けた日のことです。初診日に自営業者（第1号被保険者）の人や専業主婦（第3号被保険者）の人の場合には国民年金から「障害基礎年金」が支給されます。初診日に会社員（第2号被保険者）の人は、障害基礎年金に加えて、第2号被保険者である期間分の「障害厚生年金」も支給されます。障害年金を受給できる人は、公的年金に加入し、保険料納付済期間等を満たし、障害認定日〔その障害の原因となった傷病について初診日から1年6ヵ月を経過した日、または1年6ヵ月以内にその傷病が治った場合はその日（症状固定）〕に障害の状態が一定の程度にあることなどの支給要件を満たしていることが必要になります。

#### ●発症から障害年金支給までの手続きの流れ



### 対象となる障害の程度や疾患とは

障害年金が支給される「障害の程度」は、法令によって障害等級（1～3級）の基準が定められています。たとえば、1級の場合、他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの障害の状態となります。障害年金は、手や足などの肢体に現れる障害以外にも、精神疾患（統合失調症、うつ病など）や内臓疾患（慢性気管支炎、心筋梗塞、糖尿病、がんなど）を患っている場合も支給されることがあります。

### 支給される年金の種類・年金額は

「障害基礎年金」は、1級または2級、「障害厚生年金」は、1級、2級、3級または障害手当金（一時金）があります。支給される障害年金の額は、障害の程度や配偶者や子供の有無で決まります。「障害基礎年金」の年金額は、1級が993,750円、2級が795,000円。18歳到達年度の末日までの間にある子（または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子）がいる場合は、子供2人までは1人につき228,700円、3人目以降は1人につき76,200円が加算されます。「障害厚生年金」の年金額は、厚生年金加入期間中の標準報酬額と加入期間（300月未満の場合は、300月と見なす）で計算します。1級は報酬比例の年金額の1.25倍、2級は報酬比例の年金額です。なお、65歳未満の配偶者がいる場合は、228,700円が加算されます。3級は報酬比例の年金額（最低保障額あり）、障害手当金は、報酬比例の年金額×2（最低保障額あり）となります。

※年金額は令和5年度の額（67歳以下の人の場合）です。

心疾患治療中、職場復帰予定のHさんのケースを見てみましょう。

## 心疾患の治療中で、職場復帰の予定です。障害等級3級に該当するそうですが働きながら障害年金を受けられますか。

心疾患の治療で、ペースメーカーを装着しました。病院で障害年金について説明を受けて確認したところ、障害等級3級に該当する可能性があるとのこと。職場復帰の予定です。障害年金は会社に勤務していても受けられるのでしょうか。また、その場合、いつからどのような年金が受けられますか。

●Hさん(52歳、男性。20歳から厚生年金加入。妻50歳、パートタイマー)



### STEP 1 復職支援、両立支援の制度を利用しよう

会社に勤務しながら、障害年金を受給することは可能です。定期的な通院、手術後の合併症などで、仕事を続けることが難しいと感じる人もいます。会社によっては、治療と仕事が両立できるように支援制度を設けている場合があります。どのような支援制度があるかは、「就業規則」で確認することができます。Hさんの会社では、復帰後の支援制度として「時差出勤制度、短時間勤務制度」があることが分かりました。例えば、時差出勤制度は、出退社の時間をずらすことができますので、Hさんが心配していた通勤電車の混雑時間帯を避けることもできそうです。

### STEP 2 受給開始時期と受けられる障害年金の種類

Hさんは、20歳から厚生年金（第2号被保険者）に加入しており、保険料納付要件は満たしています。心臓ペースメーカーを装着した場合は、病気のために初めて病院で診療を受けた日（初診日）から1年6ヵ月が経過（障害認定日）していなくても、特例として、心臓ペースメーカー装着日から障害年金を請求することができます。また、初診日に第2号被保険者のため、受けられる年金は、「障害厚生年金」になります。なお、国民年金から支給される障害基礎年金には、3級がないため、障害基礎年金の支給はありません。ただし、心臓ペースメーカー装着であっても、術後経過、異常所見、検査結果の数値等によっては、2級以上に該当する可能性もあります。

### STEP 3 障害年金の年金額

ペースメーカーを装着している場合は、原則として障害厚生年金の3級以上に認定されます。障害厚生年金3級の場合、年金額には、最低保障額（596,300円）があります。なお、65歳未満の配偶者がいても、加給年金額の加算はありません。注意点として、障害年金を受給している場合でも、定期的（1～5年ごと）に障害の状態を確認するため、「障害状態確認届（診断書）」を提出することになります。場合によっては、障害年金の支給停止や等級落ち（2級から3級に等級が下がること）することもあります。



### ポイントチェック

障害年金を受給している人が、老齢年金を受給できるようになった場合、どのように年金を受給するか選択することになります。Hさんの場合、65歳で老齢年金の受給権が発生します。この時点でHさんが障害厚生年金3級を受給している場合、「老齢厚生年金+老齢基礎年金、

または「障害厚生年金3級+老齢基礎年金」のいずれかの組み合わせを選択することができます。選択に当たっては、それぞれの組み合わせでの年金額を比較し、「年金受給選択申出書」の提出が必要になります。詳しくは、年金事務所等でご確認ください。